

横須賀市観光事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 市の観光振興を図るため、観光協会等の団体等（営利を目的とする団体及び法人は除く。次条において「観光協会等」という。）が実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、観光協会等が実施する事業のうち、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 市の観光振興に寄与する事業のうち、次のいずれかを活用した事業であること。

- ア まつり、イベント等の催し物
- イ 各種コンクール及び展示会
- ウ その他市長が適当と認める事業

(2) 市が共催（道路等の公共施設を使用するために共催している場合を限る。）又は後援している事業であること。

(3) 事業につき、市から他の補助金等の交付決定を受けていないこと。

(4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するなど補助の対象として適当でないと認められる事業でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、事業の実施に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場使用料、会場借上料その他会場の使用に要する経費
- (2) 会場設営委託費、警備委託料、清掃委託料その他会場運営に要する経費
- (3) 印刷製本費、広告宣伝費、新聞折込料その他広告宣伝に要する経費
- (4) 備品購入費、出演料、食糧費（事業の主催者及び関係者以外の出演料及び食糧費に限る。）その他事業の実施に要する経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書及び同条各号に掲げる書類を当該補助事業の開始の日から起算して1月前までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了の日から起算して2月以内又は翌年度の4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の精算)

第7条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業を実施した後精算し、精算した額が補助金の額を下回った場合は、その差額を市長に返還しなければならない。

(関係書類の提出)

第8条 市長は、この補助金に係る予算執行の適正を図るために必要と認めるときは、この要綱に定める書類のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

(書類等の保管)

第9条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類および帳簿等を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。